

総合事業質問一覧 Q&A

【平成29年7月27日現在】

	質 問	回 答
1	通所型サービス（短期集中型サービス）と訪問型サービス（短期集中型サービス・生活機能向上）の利用について、現行相当サービスのよう月に4回や月8回のような利用回数の制限はありますか。	通所型サービス（短期集中型サービス）と訪問型サービス（短期集中型サービス・生活機能向上）の利用については、利用回数及び利用期間を定めるのみで、1月あたりの利用回数の制限はありません。
2	緩和基準型サービス（いきいき教室）の利用について、現行相当サービスのよう月に4回や月8回のような利用回数の制限はありますか。	通所型サービス（緩和基準型サービス・いきいき教室）の利用については、利用回数及び利用期間を定めるのみで、1月あたりの利用回数の制限はありません。
3	訪問型サービスの短期集中型サービス・生活機能向上を利用していたが、入院等により1ヵ月間利用できなくなった場合、利用の延長は可能か。	あくまでも利用開始日から起算して3ヶ月間の利用となりますので延長はできません。入院等により身体状況等の変化があった場合は、再度アセスメントシケアプランの見直しを行ってください。